

# 豊田市農業委員会議事録

令和2年9月30日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和2年9月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第69号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第72号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第73号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第74号 農用地利用集積計画の決定について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (16名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	—————	
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	—————		12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	—————	
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (3名)

6番	近藤 和人	11番	梅村 貢司	18番	杉田 雅子
----	-------	-----	-------	-----	-------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	尾形 洋	担当長	鈴木 祥宏
主査	加藤 泰平	主査	鈴木 彩	主査	神谷 一平
主事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、11番、梅村逸次委員、18番、杉田雅子委員、以上3名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

5番、為井裕委員、7番、杉浦俊雄委員、以上2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第69号から第74号までの審議案件6件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程いたします。

令和2年議案第69号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第69号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

56番、畝部西町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

57番、和会町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

58番、高岡町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

59番、西中山町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

60番、北一色町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

61番、新盛町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

62番、押山町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の大島委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問、御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました7件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は承認決定されました。

令和2年議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

21番、大島町の件、住宅敷地増し（離れ）です。農地区分は、お手元の白色の農地区分表を御覧ください。農地区分は、第3種農地です。判断基準は第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませていただきます。

許可基準は、裏面の黄色の許可基準表を御覧ください。第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、22番、石飛町の件、農家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は農地区分表第2種農地②、藤岡支所からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第2種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見を頂戴しております。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第70号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第70号は適当である旨承認をされました。

令和2年議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

145番、長興寺の件、店舗です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題なく、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

146番、駕鴨町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、147番、駕鴨町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地

です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 申請番号146番と147ですけど、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

148番、大成町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。なお、以降同基準については、第1種農地①と読ませていただきます。

許可基準は第1種農地③(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。なお、以降同基準については、第1種農地③(e)と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

為井委員： 148番、担当推進委員の意見を総合的に判断した結果、問題ないと考えます。

事務局： ありがとうございます。

149番、竹町の件、駐車場・モータープールです。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、150番、竹町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地②、竹村駅からおおむね300メートル以内です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、151番、中町の件、粘土採取（一時転用）です。農地区分は

農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、152番、上丘町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③、市街地に近接する区域にある農地でその規模がおおむね10ヘクタール未満です。なお、以降同基準については、第2種農地③と読ませていただきます。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、153番、西岡町の件、ごみ集積所です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は、第1種農地③(e)に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、154番、高丘新町の件、工場です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③(e)に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 152番、153番、154番ともに問題なく、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

155番、花園町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 問題なしです。

事務局： ありがとうございます。

156番、加納町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、157番、井上町の件、従業員駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地①、水管、下水管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、158番、四郷町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、上豊田駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号156、157、158、問題なく許可が妥当と思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、159番、東広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、160番、中金町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、161番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、162番、西中山町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、163番、林添町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 推進委員共々許可相当と考えております。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、164番、明川町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、165番、野原町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

浅見委員： 許可相当と思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、166番、貝津町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、167番、伊保町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横糸委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんに御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第71号で上程されました23件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第72号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第72号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

10番、畝部西町の件、目的は工場です。

変更内容は、期間延長です。

本件、平成28年10月17日付5条許可を得ました。当初は1年以内に完了する計画でしたが、移転元工場の稼働率向上による移転計画の遅れ及び新型コロナウイルスによる経済的影響により利用期間を令和5年11月まで延長したく、今般事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

西山委員： 許可相当であると思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、11番、御船町の件、目的は工場です。

変更内容は、期間延長です。

本件、平成28年6月30日付5条許可を得ました。当初は1年以内に完了する計画でしたが、建築業者決定の遅れ及び新型コロナウイルスによる経済的影響により利用期間を令和4年10月まで延長したく、今般事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ないと思います。

事務局： 続きまして、12番、伊熊町の件、目的は分家住宅です。

変更内容は、事業区域変更（許可の一部取消し）です。

本件、令和2年2月18日付5条許可を得ました。当初は申請地の全てを転用する計画でしたが、一部を分筆し農地として残す計画に変更するものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

林委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第72号は適当である旨、承認をされました。

令和2年議案第73号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政課より説明をお願いします。

事務局： 議案11ページを御覧ください。

令和2年議案第73号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を求めます。

今回は、個別案件による計画変更とおおむね5年ごとに行う農振整備計画の定期的な見直しについて御説明いたします。

それではまずは、個別案件のほうで説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

46番、汐見町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、47番、千石町の件、総合公園です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

築山委員： 地権者の多数の同意があるので、問題ないと思います。ただし、あとでちょ

つと意見だけ述べさせていただきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、48番、宝町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、49番、中町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、50番、生駒町の件、社員寮です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、51番、駒場町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、52番、吉原町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、53番、吉原町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

土方委員： 50、51、52、53番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、54番、井上町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、56番、猿投町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、57番、四郷町の件、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護施設です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 推進委員の意見並びに現地確認した関係、問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、58番、西中山町の件、資材置場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、59番、西中山町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、60番、北篠平町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いいたします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、東大島町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、62番、野入町の件、農家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の杉田委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、63番、貝津町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

横糸委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 個別案件の中で今、築山委員のほうから御質問、御意見という意味合いでよろしいですね。ですので、ここの場で発言をお願いしたいと思いますけど、よろしいですか。

築山委員： 47番の、中央公園の提案なんですけれども、23ヘクタールで非常に広大な土地なんですよね。実は二十数年前、私の記憶では20年前ぐらいから、最

近になっては私が5年ほど前に高橋地区の役員をやっておりまして、その当てもまだ決定事項ではなかったんです。農業委員会で言うのが正しいかどうか分かりませんが、その当てもまだ決定じゃない事項なのに地権者に対しては何もそういう話がなかったと。多分、内々ではあったんですけども、そういう話がなくて、農業を続けるのかどうするのかという地権者からの問合せもあったんですけども、それがなぜ、何だ、今頃かというのが私、委員になってから、書類を見てびっくりしたというのが意見です。

ですから、こういう公共の事業の場合に、地権者にもうちょっと親切に、農業委員そのものじゃなくても行政も含めてやっていただけるとありがたいなというふうに思います。

以上です。

会 長： 今、築山委員から御意見いただきました。

これ、どうされる。お答えするか。

築山委員： いいです。回答はいいです。

事 務 局： 個別案件の続きをさせていただきます。

64番、猿投町の件、農業用倉庫です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いいたします。

梅村（逸）委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、65番、羽布町の件、農業用倉庫です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

浅見委員： 特に問題もなく、除外相当であると思います。

以上。

事 務 局： ありがとうございます。

以上になります。

会 長： 今の築山さんの意見について、何かありますか。

事 務 局： 今回の公園の除外の件については、もう1年以上前から担当部署と調整を進めてきて除外相当かということで、除外要件に当てはまるかということで審査

等調整を進めてきておりますので、地元のほうにこういった形で承諾を得ているのかというところまでは承知しておりませんが、地主あつての事業だと思えますので、その辺、整合というか精査されているものだとということで申請を受けております。

築山委員：　ここの場所でどうのこうのというのはないんですけど、案件が出たのはもう20年前ぐらいからなんですよ。地権者はそういうことになるだろうということで農業を進めるのか、営農を続けるのか、離農するのかというのが曖昧な気持ちでずーっと引き延ばされて今に至って、やっと今かというのが私の意見なんです。

ということで、農業委員会そのものが悪いんじゃないくて、行政も含めて、地権者にもうちょっと優しくしてもらえるとありがたいなというふうに思います。

事務局：　申請が出てくるまでの流れというのは、大事だなというふうに思います。

会長：　では、この件は農政課のほうもしっかり受け止めていただくということで。それでは個別案件が終わりましたので、全体案件のほうを、ちょっと説明をお願いします。

事務局：　それでは引き続きまして、5年に1度の見直しを行う農業振興地域整備計画、これについての説明をさせていただきます。

今回の見直しですが、農業委員会の前に皆さんに事前に資料をお配りしております。また、過日は農業委員会さんの主催で研修会ということで研修会が行われまして、その席の中でこの計画について説明をさせていただく時間を取っていただきました。大変ありがとうございます。

ですので、内容についてはそのとき詳細まで説明したつもりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は手元にA4 1枚の資料が次第の裏についておるかと思ひますけれども、これに基づいて説明したいと思ひますので、資料をお出しいただきたいと思ひます。

まず、概要ですが、おおむね5年に1度に行う農振整備計画の定期的な見直しというものであります。前回の見直しは平成28年度に実施しており、今回で10回目のものであります。

次いで基本方針ですが、基本方針は5つ掲げてあります。

1つ目は第8次総合計画、あと都市計画マスタープラン、立地適正化計画等との整合を図り、農業的土地利用ということの基本にしながら都市的土地利用の調和も図るというもの。2つ目ですが、特定保全農用地区域の設定になります。3つ目です。第8次総合計画に位置づけられた都市計画区域外の土地利用計画による除外になります。4点目です。行政案件対象農用地の精査です。5番目は、農業者及び農業関係団体の皆さんからの、関係者からの意見聴取という方針で進めております。

次に、農振整備計画の構成と主な内容について御説明します。

農振整備計画は、第1の農用地利用計画から第8の生活環境施設の整備計画までの構成ということで整理しておりますが、まず第1の農用地利用計画についてです。

農用地区域の面積ですが、見直し前の現状値6,066ヘクタール、これを見直しし、見直し後に5,937ヘクタールとするものです。除外の内容としましては、基本方針(4)で掲げました行政案件による農業振興が図れない土地ということで129ヘクタールを除外するものであります。この中には基本方針の(3)で掲げました稲武地区・下山地区が該当するんですが、土地利用計画に基づく除外1ヘクタールを含んでおります。

次に大規模案件です。将来4ヘクタールを超える除外を含む計画については、整備計画に位置づける必要があります。これは県の同意の要件となっております。今回の見直しにおいて農振除外をするというものではなくて、市の総合計画等の上位計画に記載されている事業をこの計画の中にも位置づけをしておくというものです。位置づける事業ですが、中央公園第2期工事、先ほどお話があった件です。これを含め、あと土地区画整理事業の若林駅周辺、あと産業用地整備事業ということで福受地区、駒場地区、堤地区、豊田東インター周辺地区、あと上郷のスマートインターチェンジが予定されていますが、この周辺ということで7事業をこの大規模案件ということで計画の中に位置づけるというものであります。

次に特定保全農用地について御説明します。特定保全農用地については基本方針(2)で掲げております農用地区域で特に保全する必要があると判断する農用地区域を特定保全農用地区域として設定するものであり、今回については、

対象地区を上郷・高岡地区で合計で344ヘクタールを見込んでおります。インターチェンジ周辺に一団に広がる農用地区域は農業的土地利用を基本としながら、都市的土地利用との調和を図るということで目標としております。

続いて第2から第8ですが、この第2から第8については、基盤整備事業等生産性の向上と農業経営の安定化、あと中間管理機構を活用した担い手への集積・集約、あと山村地域では定住促進を図ることで農業振興を推進するなどの今後の農業振興について記載しております。

最後ですが、今後のスケジュールについて御説明します。JAあいち豊田農協、あと各土地改良区、森林組合について、今週末までに説明を終える予定をしております。

本日、御説明させていただいておりますが、農業委員会さんをはじめ全ての団体から意見書がそろった段階で、愛知県と本格的な事前協議に入っていきたいということを予定しております。県との協議が整いますと大体12月上旬ぐらいに整備計画（案）ということで公告を行いまして、その後、縦覧、異議申立ての期間を経て、2月末ぐらいには農業振興地域整備計画の最終の公告を行って計画策定ということで計画しております。

以上で説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。

農政課の説明及び地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

よろしく申し上げます。

1番、鈴木委員。

鈴木委員： 特定保全農用地区域についてですが、管内にはまだまだ優良な農地があると思います。今後、農業者また担い手側から見て優良農地としたい、そうあるべきだという地域を新規に特定保全農用地区域に指定できるような方法を考えていただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

会 長： では、農政課の方に。

事務局： 今、委員が御意見としていただいたとおり、市内には10ヘクタールを超えるような一団の農用地は先ほどのところ以外にもあると思います。次回の見直しに向けてということになってしまいますが、今後、農業委員会さんをはじめ農

業関係団体の皆さんの御意見を聞き、今後検討していきたいということにより、  
しくお願いしたいと思えます。

会 長： では、次の御意見、いかがでしょうか。

石川さん、お願いします。

石川委員： 特定保全農用地区域の趣旨を、市民や事業者等へ周知・啓発する対策を行う  
べきだと思えます。また、特定保全農用地区域での農振除外は極力区域外への  
誘導を行い、優良農地の確保を図る努力を続けていただきたいと思えます。よ  
ろしくお願いいたします。

会 長： では、農政課。

事務局： 優良農地の確保、大切なことと思えます。今回の特定保全農用地に指  
定した地域、これについては市のホームページをはじめ農業委員会さんである  
とか農協さん、そういった団体の御協力をいただきながら周知・啓発に努めて、  
この優良農地の確保に向けて対応していきたいと思っております。

あと、実際窓口事務等も発生してきますが、その中においては今回指定した  
ところは特にほかの地区へ誘導するとかいうことで、今回指定した地区は特に  
保全するということで誘導を図っていくということで対応していきたいという  
ふうを考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。では、次の御意見、あります、どうでしょうか。

土方委員。

土方委員： 私、駒場地区のほうで住んでおります。今回、大規模開発行為による農振除  
外の整備計画を位置づける場合は事業名を掲げるだけでなく、ある程度農業者  
が理解できるような理由や範囲、必然性等の記述をしてから計画に位置づけし  
てもらいたいと思えます。一度計画に位置づけることで、今後農地を減らす流  
れがどんどん確定してしまう心配があります。お願いします。

会 長： ありがとうございます。では、農政課。

事務局： 今、おっしゃられて、意見言っていた内容で全てを網羅することはで  
きないんですが、大規模案件に位置づけた事業でもあくまで上位の計画、市の  
第8次総合計画と先ほど説明しましたそういった上位計画、そちらのほうに計  
画で掲載されているものについては、県の、この農振計画認めてもらう同意基

準というところでこの計画にも掲載する必要があるということで、委員のおっしゃられた事業の必要性とか理由とかそういったことも載せられるといいとは思いますが、ちょっとそこまでは掲載するのは無理ということで、こういった事業でこの程度の面積という概要のところの掲載になります。

実際に除外の計画が上がってきた場合には、農振除外するには5つの要件があるというのは皆さん御存じだと、前回の研修でも聞かれたと思いますが、その5要件については厳格に審査してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

会 長： ほかに御意見、いかがでしょうか。

浅見委員。

浅見委員： はい、お願いします。

今回の農業振興地域整備計画書ということで、計画の中では、中山間地域においては農地の区画面積が非常に小さい、また、生産効率が悪いと農村特有の問題が生じていると指摘をされているところでございます。その中の基盤整備についてお願いをさせていただきます。

御承知のとおり下山地区におきましては、農業生産基盤整備事業の一環として第1次構造改善事業が昭和40年から50年頃にかけて行われたわけでございますけれども、かれこれ四十数年を経過しておるところでございます。そうしますといろんなところが傷んできて農業生産意欲も低下しているというふうなことがございまして、お願いしたいのは、農業生産基盤の整備についても農業用の用排水路の整備、また暗渠の排水設備、農道の整備、圃場整備等の要望が下山地区内では数多く強く出されておられます。そんな中で中山間地域で思い切った農業生産基盤の改善ができるよう計画の導入を切にお願い、期待をさせていただきます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。では、農政課。

事務局： 今、言われました農業生産基盤、一般的に圃場整備、下山のほうですとパイプラインというのはないかと思えますけど、用排水路の整備とか、そういったものが出てくるかと思えます。こういった事業については地域のほうからの要望のありなしで大きく影響してくるかなというふうに思います。

各地域で土地改良区等が中心になって話し合い等を行われて事業化できる、ある程度面的にまとまってできるということになれば、様々な補助メニューというのがあると思いますので、それに乗ることが可能であると思います。

下山地区、先ほど言われたように昭和の時代から始まった圃場整備事業、これが、法面がちょっと緩んできたとか、暗渠排水をやらなきゃとか、用排水路もコンクリートで造った構造物が老朽化してきたとか、いろんな事例があると思います。そういったことも地域の皆さんの話し合い、合意形成が取れば事業に乗れると思いますので、まずは地域の中で計画といいますか、要望を固めて話し合っていていただく、それが大切かなというふうに思いますので、よろしく御協力いただければと思います。

以上です。

浅見委員： ありがとうございます。

会 長： では、次に御意見、いかがでしょうか。

加知委員。

加知委員： 守るべき優良な農地は、中山間地域にも沢山あります。中山間地域等直接支払制度の活用、あるいは集落営農の取組促進により農地を守ることも大切であります。しかし、今後は中山間地域で、人・農地プランの実質化への取組促進をすることに併せて、農地中間管理機構の活用による農地集積の手法を積極的に活用すべきであります。

農業委員会と一体となって農業振興に取り組む手法を整備計画の中に取り入れることも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。

会 長： では、農政課。

事務局： 人・農地プラン、皆さん関わっていただいておりますが、人・農地プランの実質化ということで、実質化した集落というのは農地の利用集積が、国は80%を目標にしていますが、現実50%を超えれば実質化された地域ということになっておりますが、農地の中間管理機構による利用集積、これに順次、今、切り替わってきておる段階で、これまでの農地の利用集積だけではなく、担い手の方にとってみると農地の集約ということがないと効率的な営農ができないというのが実際かなと思います。

今日お集りの農業委員さん、あと農地利用最適化推進委員さんという方がお見えになりますが、利用権設定等であっせん等の中に入っていておるかと思いますが、今後も引き続いてそういったところで御尽力いただければ幸いに思いますので、よろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。では、次に御意見、いかがでしょうか。

伊藤委員さん。

伊藤（喜）委員： ちょっと最初にお尋ねをしたいんですが、今、議論になっている整備計画の見直しは、このスケジュールでいくと農振整備計画、要するに出来上がるのは3月末ですね、来年というふうに理解しておけばいいですね。そういうことですね。

事務局： はい。

伊藤（喜）委員： それと関連して先ほどの築山委員のほうからお話がありました総合公園の話、中央公園の話がありましたよね。ちょっと僕はよく分からないのは、見直し後の、資料の1ページのところの①に中央公園整備事業農用地域の23ヘクタールとありますね。これと、それから今回上がった、今、個別案件で審議した中央公園の23ヘクタール、同じものなんですか。違うんですか。

会 長： ちょっと待ってください。

まず、質問、それで1つですか。

伊藤（喜）委員： そうです。

会 長： それでは、ちょっとその件について事務局から答えてください。

事務局： 中央公園の分は、今回の行政案件による農振除外の129ヘクタールの中には入っておりません。あくまで中央総合公園は先ほど説明しました議案の中で、農振除外していくということで、来年2月ぐらいに公告して除外されるという流れになります。ほとんどこの見直しの計画と同じタイミングというかスケジュール感で流れていくことになると思いますが、数字としては別です。129ヘクタールプラス中央総合公園のこの除外は除外であります。

伊藤（喜）委員： 別の案件というふうに理解すればいいですか。

事務局： そうです。

伊藤（喜）委員： 何でそんなことが、たまたま同じような数字が出ていますよね。

事務局： はい。

伊藤（喜）委員： したがって、見直しを計画が、成案ができる前に個別案件でこの23ヘクタールを除外するというはどのようなことかなというのが、素朴な疑問だったんですが、別ですね。

事務局： 通常ですと、農振の計画の見直しをする年については農振除外の受付を停止する、受け付けないというのが、大体3か月に1回ぐらい農振の申請を受け付けますが、3回ぐらい、9か月間ぐらい受付を止めておいて、その間に農振整備計画の見直しを行う、それが終わった段階で新たな受付をするということをやっていたんですが、今回除外受付を止めずにやろうということで、今回のように中央総合公園は本当横並びで同時に走っていくような形になってしまっているというのが現状です。

伊藤（喜）委員： 別個じゃなくて同時並行しておるということですか。

事務局： 同時並行です。

会長： どうも言っておることが別個なのか同じなのか、どうも発言見ると実は同じものを手順変えて言っただけというようなふうに説明にも聞こえるんだけど、よく確認してください。

伊藤（喜）委員： 決議する意味がないじゃないですかということを言いたいわけです。

要は計画が、成案ができる前に個別案件で上げておいて、じゃ、こっちの23ヘクタールというのはどういう意味になるのかなというのが疑問。

事務局： 個別案件は個別案件として審議いただいて、県の同意も得て、公告して除外していきます。

伊藤（喜）委員： むしろ築山さんのほうがいいかもしれんね。

築山委員： これ、個別案件はもう既に申請としては出ていますよね。

事務局： 上がっています。8月の案件です。

会長： 今、結論は矛盾しているという指摘があったわけね。だけど、農政課の説明では個別は個別だと、全体は全体だと。

事務局： そうです。

会長： だけど中身は同じだということか。結論は。

要するに別物だったら、全然別物ですと、もうちょっとその辺を整理して理解をしたらいいか、ちょっと普通の言葉で分かるように、行政用語じゃなくて普通の言葉で言ってください。

事務局： 今回の農振の見直しの計画の中で129ヘクタールの農振農用地を除外するというのが、大きな数字で目に見えるものになっていると思いますが、その中にはスタジアムの第2期のもの、これは入っておりません。除外する面積の中には入っておりません。

ただ、大規模案件として載せる事業としてはこのスタジアムの第2期の事業もありますよというのほうたっておいてほしいというふうで県のほうに事前に指導を受けていますので、事業名としては載っております。

伊藤（喜）委員： さらにちょっとお尋ねします。

その件でいきますと、では、今回47番で採決して同意しました、これはまだ予定だと、全体計画のほうは次の会にまた同じような案件が出てくるというように理解していいんですか。

要は、全体の計画を見直しする中に、もう既に個別案件で承認しちゃったものをまた何で載せるのというのが素朴な疑問。個別案件で、今日承認するとしますよね。それを改めて、また何で整備計画の中で①で載せないといけないのか、というのが素朴な疑問。

事務局： ですので、県のほうの土地対策会議に県事務所単位、あるいは本庁単位で上げていく中では、このスタジアム周辺の第2期の工事のことは面積的には入ってきていませんので、ですので、あくまでそれはまだ農用地のままだということで計画の見直し作業は進めていきます。

伊藤（喜）委員： そんなにこだわりませんが、何かよく分からない。

水野委員： ちょっとすみません。

会長： では、どうぞ。

水野委員： 一番今、悩んでみえるのは、この23ヘクタールの5833が数字が出ていますよね。この説明の中に入っているこの農用地区域の23ヘクタール、全く同じ土地なのか、違う土地なのか、じゃないですか、疑問は。

伊藤（喜）委員： 同じだとおっしゃる。

事務局： 同じです。

水野委員： 分かりました。本当からいったら、来年3月に通るわけですよ、この変更が。

事務局： 順調にいけば。

水野委員： はい、通りますよね。

事務局： そうですね、除外されます。

水野委員： それ以後にやれば、今日のこの案件は出す必要ないんですよ。

会長： ちょっと待ってください。今、質問された。それではそれに答えてください。

事務局： 個別の案件は、大規模案件として載せたから除外ができるというものではなくて、除外の予定のあるものについて計画の中にうたっておく必要がある。

水野委員： 書類上の問題ということかな。

事務局： 長いスパンで考えたときに、今後抜く可能性があるものについては、大規模案件として載せておくものです。

水野委員： 分かりました。

事務局： ということで、第2期工事の分23ヘクタールも入っていますが、同じ議案の中に、その案件がもう同時進行で入っているということで紛らわしいかもしれないですけど、この辺が申請を止めずに同時にやっているところのネックかなというふうに思いますが、数字としては別です。

伊藤（喜）委員： 何となく分かりました。今後、その辺のところをよく整理してやってほしいというのが、希望です。

それと併せて、全体計画の見直しの中で特定保全農用地区域の設定についてというところがありますが、これについての僕は本気度がちょっと聞きたいんです。農政課の設定した基本方針で上げている以上、本当に、何を狙いにやっ  
ていこうとしているのかということですよ。

今回、特にこの間ちょっとお尋ねしたように、国も県もこういう制度ない、豊田市独自の政策ということをおっしゃるならば、それに見合うような本気度、例えば、今のコロナじゃないですが要請すれば補填をするという、補償みたいなものがありますよね。要するにメリットの話ですが、そういうものをセットで考えるべきじゃないかなというのが僕の意見で、まずお尋ねしたい。

県とのやり取りの中で、特定保全農地を区域設定することについてどんな感触であったのか。むしろ県がこういうのをやれと言っているのか、むしろ豊田市が何らかの思惑があって独自にこういう提案をされたのか、その辺をまず第1段階でちょっと交渉経緯の中でどんなことがあったのか、教えてほしいです。

会長： では、農政課。

事務局： 県と特定保全農用地を設定したいということで調整というか、こういったものを設定したいということで相談には行きましたが、あくまで豊田市の発案でこういった特定保全農用地というものを設定したい、ほかの農用地と特に除外するときの基準が厳しいとかそういったことはないんですが、豊田市として、エリアとして10ヘクタール以上で甲種農地、あるいは今後近々圃場整備が行われる、そういった守っていく農地として指定したところを定めたんですが愛知県としてどうですかという相談はしました。

県のほうは豊田市の考えでそれは設定してもらっても結構ですという返事をいただいた中で、市として、では、こういった地域を選定しようかというところで、まずインターに近いところというのがどうしても昨今、大分かなり前からですけど、物流の倉庫とか、そういった関係で除外というのが多いものから、そういった中で今回は甲種農地のあるところ、それと今後圃場整備が近々予定されているところについて、8地区ということで農用地区域を設定しました。

先ほど、メリットの話をお伊藤委員さんのほうからおっしゃられました。この農用地区域のほかの地域、この地域は守るんだよということで、除外の相談があったらほかの地域へ誘導するというので、先ほどほかの委員さんにもお答えしましたが、そういった誘導のことは考えていますが、この保全地域に指定したから特に何か恩恵というかメリットがあるかというところまでのメニューは用意していないのが実態です。

ですので、今後皆さんから御意見をいただいて、例えばの話になりますが、多面的機能の交付金のような補助事業に取り組むことができると思いますが、そういったようなものの例えば上乗せとか、そういったことを市単独でやるか、そういったことも考えていてもいいのかなというふうに思っておりますが、これもコロナの関係ですが、財政的なことを言うてはいけないんでしょうけど、お金がないとなかなかそういったこともできないということで、来年度の予算、今後どの程度今の状態が続くか分かりませんが、財政的にも厳しい中ではありますが、今、伊藤委員が言われたようにそういった地域に指定したからということで何かメリット、その地域が保全されることに何か後援、貢献できるような後押しできるような施策ができるといいなと思っておりますので、貴

重な意見をいただいたということで、お礼を申し上げて答弁にしたいと思いません。

よろしいでしょうか。

伊藤（喜）委員： お礼を言ってほしくないんですが。

会 長： 伊藤委員、まだ発言ある。はい、どうぞ。

伊藤（喜）委員： 石川委員のほうから話がありましたように、PRをしっかりとしなさいという話されましたよね。僕はそのとおりだと思うんですよ。そういう中で、PRする上で何で今回の見直しの中で、特定保全農用地区域を設定したかというのがいま一つよく分からない。分からないというのは、メリットのことばかり言ってはいけませんが、今、何で豊田市において県内で初めてこの制度をつくるというような意気込みでやるのか。そういう意味でいえば、もうちょっとしっかりとした本気度を持ってやってほしいというのが、僕の率直な意見です。

ペーパーに書いただけで事足りるようなことじゃなくて、あるいは規制は加えませんよというような話がありましたけど、そういうことじゃなくて、もっとこれを、今、何で豊田市で制度をつくってやるまでの必要性があるのかどうか、これをしっかりと分かるような形で、PRする場合においてもぜひ考えておいてほしいというのが意見です。ここは最後は要望です。メリットはどうでもいいです、僕は。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

会 長： 最後、いいですか。

事務局： はい。

会 長： いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。

ほかに、まだどなたか、よろしいですか。

(会場声なし)

会 長： では、最後に、私のほうからの意見として、農業委員さんいろいろ意見が出ましたので、これらの意見について新しい視点でできるだけ積極的に、つまり

今までの同じことを繰り返すのではなくて、新しい視点でできるだけ積極的に生かさせていただければと要望させていただきますので、よろしく御配慮いただければと思います。

ありがとうございました。

では、意見もこれで出そろいましたので、採決を進めたいと思います。

議案第73号で上程されました農業振興地域整備計画の変更について、個別案件による変更19件、それから行政案件による見直しについて賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第73号は承認決定されました。

令和2年議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定します。

今回御審議いただくのは、利用権のうち、令和2年10月1日から貸借期間が開始されるものです。

まず、10月1日から貸借期間が開始されるものについて、別紙1ページを御覧ください。すみません、別紙2ページを御覧ください。

議案第74号資料と書かれた資料になります。

本来は1筆1筆につきまして御審議いただくところですが、数が多いため、この集計で報告に代えさせていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始めはいずれも10月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。貸借終期の右に種別が書かれておまして、所有者が耕作者に直接貸す相貸とそのうち農家ではない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。

以上のように、貸借終期や種別ごとにそれぞれどれくらいあるかというもの

を表に表したものがこの資料になります。

一番下の総計欄を御覧ください。

今回44筆、37,524平方メートルの利用権を設定いたします。

以上です。

会 長： いいですか。ありがとうございました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第74号は承認決定されました。

最後、報告案件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案18ページ及び別紙配付資料5ページから6ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、19ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

110番、御船町の案件から、23ページを御覧ください、127番、大成町の案件までの18件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、24ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

34番、日南町の病院の案件から、36番、金谷町の自己用住宅の案件までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、25ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

161番、曙町の祭儀場・店舗の案件から、31ページ、185番、四郷町の自己用住宅の案件までの25件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： ありがとうございます。

これで本日の全議案の審議を終了いたします。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後3時10分)

議事録署名者

\_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印